令和4年12月14日

担 当 課:環境部自然環境課

直接電話:092-643-3367

担 当 者:野生生物係 林•吉瀬

死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について (熊本県長洲町)

令和4年12月9日(金)に熊本県長洲町において回収されたクロツラヘラサギの遺伝子検査を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されましたのでお知らせします。

回収地点の周辺10km圏内は引き続き野鳥監視重点区域に指定され、福岡県では、大 全田市の一部が含まれることから、この区域内の野鳥の監視を強化しています。

〇 今後の対応

- (1)引き続き、野鳥監視重点区域内の死亡野鳥の検査基準を引き上げ、監視を強化する。
- (2) 鳥獣保護関係団体、市町村等に通知するとともに、県ホームページ等により鳥インフルエンザの情報や野鳥に接する際の注意点等について、広く県民に周知する。
- (3) 県内の養鶏場等に対し、注意喚起の広報を行う。

福岡県では、下記のホームページにて、野鳥における鳥インフルエンザの発生状況や野鳥に接する際の注意点などの情報提供を行っています。



https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shizentorifuru.html

【野鳥に接する際の注意点】

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察などの通常の接し方では、人に感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

- 〇野鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原体を持っていることがあるため、素手で 触らないでください。
- 〇日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていた だければ、過度に心配する必要はありません。
- ○野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 〇不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。



環境省報道発表

令和4年12月14日(水)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について (陽性確定、熊本県長洲町(野鳥国内110例目))

<熊本県、福岡県同時発表>

- 1. 熊本県長洲町で令和4年12月9日(金)に、絶滅のおそれのある野生動 植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物 種に指定されているクロツラヘラサギ 1 羽の死亡個体が回収され、国立研 究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査※1を実施したところ、令和4年12 月12日(月)にA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨 の報告がありました。
- 上記について、遺伝子検査*2を実施したところ、令和4年12月14日(水) に高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が検出された旨の報告 がありました。
- 本事例は、今シーズン熊本県内では初(国内では 110 例目)の、野鳥に 3. おける高病原性鳥インフルエンザ確認事例となります。
- 引き続き全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査の強化を継 4. 続します。
 - ※1 A型鳥インフルエンザウイルスに特有の遺伝子であるM遺伝子を確認するため の LAMP 法による遺伝子検査
 - ※2 ウイルスの血清亜型(H5又はH7亜型)の検出や病原性を判定するリアルタイ ム PCR 法等による遺伝子検査

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先 環境省自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室

表: 03-3581-3351 代 通:03-5521-8285 直 長:東岡 礼治 室長補佐:村上 靖典

専門官:庄司 亜香音 当:兼松 賢人 抇

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報			簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視 重点区域	
		都道府県	市 町 村	検 体 の 種 類	鳥 種 名	回収数	結果判明日	結果	結果判明日	結 果	指 定 日	
野鳥[110 例		12/9	熊本県	長洲町	死亡野鳥	クロツラ ヘラサギ	1	-	_	12/14	H5 亜型 <u>高病原性鳥</u> <u>インフルエ</u> <u>ンザ</u>	12/12

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

令和4年10月から高病原性鳥インフルエンザ発生時の公表方法を変更しました。具体的には、各都道府県内でのシーズン初確認の場合のほか、国内希少野生動植物種での発生等、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の案件等は環境省ホームページに発生状況を随時掲載することとします。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」 http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html